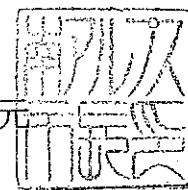




南ア国第11-46号
令和2年11月16日

南アルプス市国民健康保険運営協議会会長 様

南アルプス市長 金丸 一 元



南アルプス市国民健康保険の保険給付について（諮問）

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則（平成15年4月1日規則第80号）第2条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

○保険給付について

事業所得により生計を立てている被保険者（個人事業主）が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を行うことができないときは、傷病手当金を支給する。

南ア国運第1号

令和2年11月19日

南アルプス市長 金丸 一元 様

南アルプス市国民健康保険運営協議会

会長 和田 哲



南アルプス市国民健康保険の保険給付について（答申）

令和2年11月16日付け南ア国第11-46号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

○保険給付について

原案どおり、事業所得により生計を立てている被保険者（個人事業主）が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を行うことができないときは、傷病手当金を支給することが適当であると認める。

